

低入札価格基本調査における失格基準の改正について

建設工事に係る低入札価格基本調査における失格基準について、下記のとおり改正します。

記

1 改正内容

	改正後	改正前
	下記項目の(1)～(5)に一つでも該当したときは、失格とする。	
費目別 判断基準	(1) 直接工事費が市設計額の75%未満である。 (2) 共通仮設費が市設計額の70%未満である。 (3) 現場管理費が市設計額の70%未満である。 (4) 一般管理費が市設計額の 55% 未満である。 ※諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は、諸経費が市設計額の55%未満である。	(1) 直接工事費が市設計額の75%未満である。 (2) 共通仮設費が市設計額の70%未満である。 (3) 現場管理費が市設計額の70%未満である。 (4) 一般管理費が市設計額の30%未満である。 ※諸経費が(2)～(4)に細分化されていない場合は、諸経費が市設計額の55%未満である。
総額 判断基準	(5) 入札価格が、下記①～④の合計額から⑤の額を減じた額未満である。 ①直接工事費の100% ②共通仮設費の100% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% ⑤比較価格の3%	(5) 入札価格が、下記①～④の合計額から⑤の額を減じた額または、⑥～⑨までの合計額のいずれか低い額未満である。 ①直接工事費の100% ②共通仮設費の100% ③現場管理費の90% ④一般管理費の55% ⑤比較価格の3% ⑥直接工事費の97% ⑦共通仮設費の90% ⑧現場管理費の90% ⑨一般管理費の55%

2 適用日

令和4年8月1日以降に公告する案件から適用します。